

環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕 －2008年度フォローアップ調査結果－

2009年3月17日
(社)日本経済団体連合会

1. 2008年度フォローアップ調査結果

(1) 経団連では、循環型社会の形成に向けた産業界の自主的な取組みを推進すべく、2007年3月、従来の「環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕」を「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」に改編した(注1)。同計画では、現在、産業廃棄物最終処分量削減に係る「産業界全体の目標(第二次目標)」と、業種ごとの特性・事情等に応じた「業種別独自目標」を掲げ、これらの数値目標の着実な達成を目指すとともに、産業界の取組みをわかりやすく開示することを目的として、毎年度フォローアップ調査を実施している。

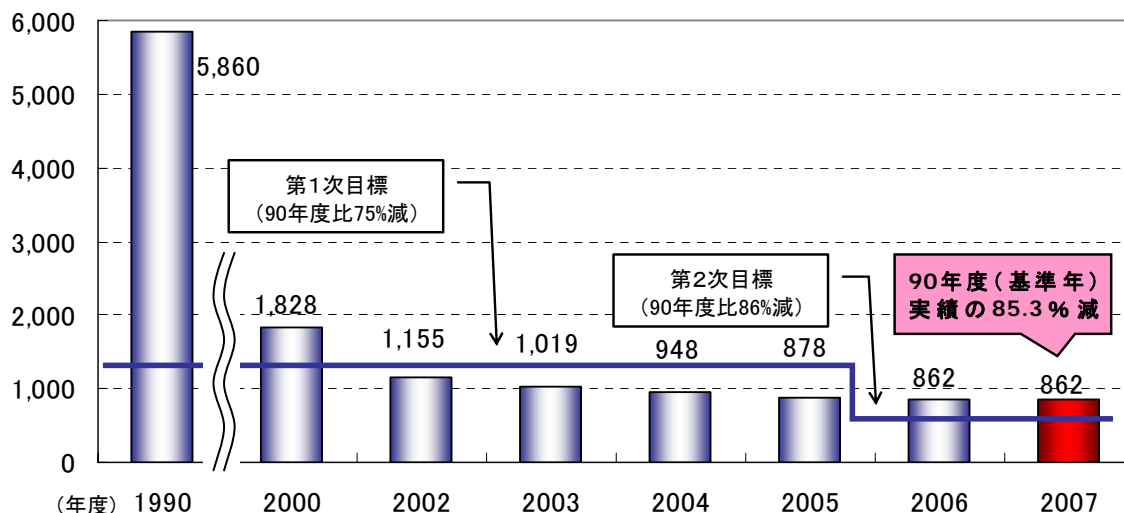
【産業界全体の第二次目標】：「2010年度における産業廃棄物最終処分量を
<2007年3月改定> 1990年度実績の86%減を図る」

(2) 本年度のフォローアップ調査には、昨年度と同様、40業種が参加、そのうち、産業廃棄物最終処分量削減目標の達成状況のフォローアップに参加したのは31業種(注2)である。31業種からの産業廃棄物最終処分量は、基準年である1990年度でみると、わが国全体の産業廃棄物最終処分量の7割近くをカバーしている(注3)。

(3) 2007年度産業廃棄物最終処分量実績は約862万トンであり、これは、基準年である1990年度実績約5,860万トンの85.3%減の水準に相当する。

(4) 2007年度実績約862万トンは、前年度比ほぼ横ばいである(注4)。基準年である1990年度から、なだらかな弧を描きながら大幅削減を実現してきた産業廃棄物最終処分量は、ここ数年明らかに削減ペースが緩やかになり、本年度は横ばいとなった。2002年度から2007年度は景気拡大局面にあったにもかかわらず最終処分量が減少傾向にあったことは、事業者による3R推進努力の成果と言えるが、最終処分量の削減余地は確実に限定的になっている。

【産業界全体(31業種)からの産業廃棄物最終処分量】(単位：万トン)



※注1:環境自主行動計画のこれまでの取組み経緯は【参考1】(総括-5頁)参照

※注2:2008年度フォローアップ調査参加業種:40業種

電力、ガス、石油、鉄鋼、非鉄金属製造、アルミ、伸銅、電線、ゴム、板硝子、セメント、化学、製菓、製紙、電機・電子、産業機械、ベアリング、自動車、自動車部品、自動車車体、産業車両、鉄道車両、造船、製粉、精糖、牛乳・乳製品、清涼飲料、ビール、建設、航空、通信〔上記31団体が、産業界全体の産業廃棄物最終処分量算出の対象業種〕、住宅(住宅は建設と重複するため、建設の内数扱いとし、加算せず)、不動産、工作機械、貿易、百貨店、鉄道、海運、銀行、損害保険。

※注3:31業種の1990年度実績値約5,860万トンは、同年度のわが国全体の産業廃棄物最終処分量8,900万トン(環境省調べ)の約66%(ちなみに、2006年度実績で見ると約40%〔わが国全体の産業廃棄物最終処分量約2,180万トン<環境省調べ>に対して862万トン〕)。経団連の数値に含まれない産業廃棄物は、主に、上下水道業からの産業廃棄物(主として汚泥)や農業部門からの産業廃棄物(動物のふん尿等)である。

※注4:産業廃棄物最終処分量を千トン単位で見ると、2007年度実績は862.2万トンで、前年度(2006年度実績861.6万トン)に比べて約6千トン増加している(前年度比0.06%増)。この要因は、好景気による増産の影響に加え、最終処分場の整備に伴う充填剤の投入を最終処分と区分されたことによる。

※注5:前年度実績値より大きく削減した業種(1万トン以上または20%以上の削減)は、電力、ガス、製紙、ベアリング、自工会、乳業協会。前年度実績値より増加した業種は、鉄鋼、鉱業、板硝子、製糖。

※注6:業種別の最終処分量目標を引き上げた業種として、電線、清涼飲料、建設がある。

※注7:経団連の環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕の概要は、2001年度以降、政府の「循環型社会白書」に掲載されている。

※注8:政府が2008年3月に決定した「第二次循環型社会形成推進基本計画」では、「2015年度の産業廃棄物最終処分量を2000年度比で約60%減」を努力目標として掲げるが、経団連としては、「今後、経済情勢等の変化にかかわらず、産業廃棄物最終処分量を増加に転じさせない」との決意の下に、当面、2007年3月に掲げた第二次目標(2000年度比に換算すると約55%減)を掲げ、引き続き最大限努力する。

【産業界全体(31業種)からの産業廃棄物最終処分量】

1990年度 実績※	2000年度 実績	2002年度 実績	2003年度 実績	2004年度 実績	2005年度 実績
5860万ト	1828万ト	1155万ト	1019万ト (▲136万ト)	948万ト (▲71万ト)	878万ト (▲70万ト)
100%	▲68.8%	▲80.3%	▲82.6%	▲83.8%	▲85.0%

2006年度 実績	2007年度 実績	2010年度 目標
862万トン (▲16万ト)	862万トン (-)	820万トン 以下
▲85.3%	▲85.3%	▲86%

※各年度の実績について、一部の業界では一部推計値を使用している場合もある。

※()内は前年度比較

(5) 産業廃棄物最終処分量削減目標以外の「業種別独自目標」は、現在38業種が掲げている(〔別表 業種別独自目標一覧参照〕(総括-11頁))。各業種における自主的な取組みの具体的な内容は、各業種の特性や事情によってかなり異なっており、後述「個別業種版」をご参照願いたい。経団連としては、関係業界・企業の協力を得ながら、今後とも、業種別独自目標をはじめ、各業種の取組みをわかりやすく開示するなど、環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕の充実に努めていく。

2. 今後の方針－環境と経済が両立しうる循環型社会の構築に向けて－

(1) アジア諸国をはじめとした急速な経済発展等を背景に、2008年夏までは資源・エネルギーを巡る国際的な需給が逼迫し、資源価格の高騰が著しかったが、2008年秋頃より世界の経済情勢は急速に悪化し、現在、わが国は極めて深刻な景気低迷に陥っている。しかしながら、中長期的に見れば、今後、資源・エネルギーを巡る需給は逼迫することが予想される。したがって、資源小国であるわが国は、引き続き省資源・省エネルギー、さらには資源の循環的利用に注力する必要がある。従来型の廃棄物処分場の逼迫問題や廃棄物の適正処理の必要性といった観点にとどまることなく、わが国資源政策の観点からも、循環型社会形成に向けた取り組みの推進が求められる。

(2) 産業界は、引き続き、各種法令の遵守や排出者責任に基づいた廃棄物の適正処理の確保はもちろんのこと、各業種の実情等に即しながら、環境技術開発や環境配慮設計、産業間連携の推進など、民間の創意工夫を最大限発揮しながら、自主的かつ積極的に3Rの推進に努めていく。

(3) 産業廃棄物最終処分量については、1990年度比で既に8割強もの大幅削減を実現しており、現行の環境技術・法制度の下で、これ以上の削減が限界に近づいている業種も多い。また、今後、産業廃棄物排出量が増加することも想定されることから(※)、産業廃棄物最終処分量のより一層の大幅削減は難しい状況にある。

※2008年度初めまで続いた生産量の増加に加え、戦後建てられた建築物等の建て替え需要の増加や石綿含有廃棄物の処理、さらには中長期的には国際的な資源需要の増大に伴う鉱物の品位低下やわが国環境規制の強化等要因が想定される。

経団連としては、2007年3月に表明した「経済情勢等の変化にかかわらず、産業廃棄物最終処分量を増加に転じさせない」との決意に基づき、当面、産業界全体の第二次目標〔2010年度において1990年度実績の86%減〕の実現に向けて、より一層努力していく。

政府としても、「第二次循環型社会形成推進基本計画」(2008年3月)において、経団連が掲げている目標水準よりも厳しい努力目標(「2015年度の産業廃棄物最終処分量を2000年度比で約60%減」)を設定したこともあり、産業廃棄物最終処分量の削減に向けて、事業者における技術開発や産業間連携等を推進する政策的支援を講じる必要がある。加えて、経団連環境自主行動計画に参画していない業種(上下水道・農業等)における削減努力も求められる。

(4) 本格的な循環型社会の実現のためには、政府・地方公共団体・事業者・国民の各主体が、適切な役割分担に基づき、連携を図りながら自らの役割を果たすことが不可欠である。産業界としても、消費者への情報提供や啓発活動等に取り組んでいく。

政府においては、産業界における3Rの自主的な取組みが推進されるよう、「不法投棄については罰則や規制を厳格化し、リサイクルについては規制を緩和して推進する」との基本的な考え方に基づいて、廃棄物処理法の見直しをはじめとした環境整備に尽力すべきである。とりわけリサイクルに関して、廃棄物処理法の特例制度の活用・拡充や、広域的な処理の推進、行政手続の簡素化等について特段の措置を講じるべきである。

中央環境審議会では、2008年9月より、「廃棄物処理制度専門委員会」を設置して、廃棄物処理法の見直しに係る検討を開始した。経団連は、2008年11月、上記基本的な考え方等に基づいて、同専門委員会において意見陳述を行ったところであり(概要は【参考2】(総括-7頁)参照)、引き続き、同専門委員会における検討や規制改革要望のとりまとめ等を通じ、産業界の考え方が実現するよう、政府等関係方面に働きかけていく。

- (5) 循環型社会形成に向けた産業界の自主的取り組みとして、本自主行動計画〔循環型社会形成編〕のほかに、容器包装リサイクル8団体で構成される「3R推進団体連絡会」がとりまとめている「容器包装の3R推進のための自主行動計画」がある(2006年3月策定)。同連絡会では、毎年度、同計画をフォローアップ調査することとしており、2008年12月に、第2回2008年フォローアップ報告が公表された(※)。3R推進団体連絡会は、同自主行動計画の充実により一層努めるとともに、容器包装を製造あるいは利用する事業者においては、同自主行動計画を着実に推進する必要がある。

※3R推進団体連絡会 自主行動計画の推進：<http://www.3r-suishin.jp/sub1.html>

【参考1】環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕の経緯

(1)「環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕」の策定と産業界全体目標(第一次)の設定

経団連では、1991年4月に「地球環境憲章」をとりまとめ、環境保全に向け自主的・積極的な取り組みを進める旨、宣言した。同憲章を受けて、1990年から毎年調査してきた「廃棄物対策への取組み状況調査」を拡充・改組する形で、1997年、35業種の参加を得て、廃棄物対策に係る「環境自主行動計画」を策定し、業種ごとの数値目標や目標達成のための具体的対策等を盛り込んだ。以後、毎年度、産業界の自主的な取組みを推進するとともに取り組みの透明性を高めることを目的として、業種毎の進捗状況をフォローアップすることとした。

1999年12月には、産業界の自主的な取組みを強化するため、産業界全体の目標として産業廃棄物最終処分量の削減目標「2010年度における産業廃棄物最終処分量を1990年度実績の75%減に設定する」(第一次目標)を掲げた。

このような取組み強化の背景には、1990年の豊島不法投棄事案摘発に代表される、相次ぐ不法投棄の発覚による産業廃棄物問題に対する国民の関心の高まりと、産業界における最終処分場逼迫問題に対する強い危機感があつた。

(2) 産業界における自主的な取組みの成果－産業廃棄物最終処分量の大幅削減

産業界は、環境自主行動計画等を通じて、廃棄物の適正処理と3R、とりわけリサイクルを自主的かつ積極的に推進し、可能な限り廃棄物を最終処分場に回さないよう、努力してきた。その結果、産業廃棄物最終処分量に係る産業界全体の2010年度目標〔1990年度実績の75%減〕は、2003年度フォローアップ調査(2002年度実績)において初めてクリアし、以後、毎年度継続的に前倒し達成を実現した。この大幅削減等の結果、1990年代初頭には3年にも満たなかつた産業廃棄物最終処分場の残余年数は2005年度には約7.7年に改善した。

産業廃棄物最終処分量が大幅に削減した要因は、生産物や生産過程で生じる副産物・廃棄物等が業種によって多種多様ななかで一概には言えないが、排出段階におけるきめ細かな分別やリサイクル経路の開発努力に加え、脱水処理をはじめとする中間処理を徹底し減容化したことが大きい。また、製造事業者が、企業経営におけるゼロ・エミッションの重要性を認識し、発生物(副産物・廃棄物等)の自ら利用や自ら処理に努め、生産設備を活用した廃棄物処理やリサイクル、副産物の製品化等に取り組んだことも寄与している。

(3)「廃棄物対策編」から「循環型社会形成編」への拡充と産業界全体目標の改定

1999年に設定した産業界全体の2010年度目標を3年連続前倒し達成したことを受けて、経団連では、2006年5月より関係業界の協力を得て、約1年

間かけて自主行動計画ならびに産業界全体目標の見直し作業を行った。

その結果、2007年3月、従来の環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕を拡充し、廃棄物対策のみならず循環型社会形成に向けた産業界の幅広い取り組みを促進することを目的とする、「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」に改編するとともに、目標について以下の見直しを行った。

① 産業界全体の目標(産業廃棄物最終処分量の削減目標)の見直し

【産業界全体の目標<第二次目標>】 (2007年3月改定)

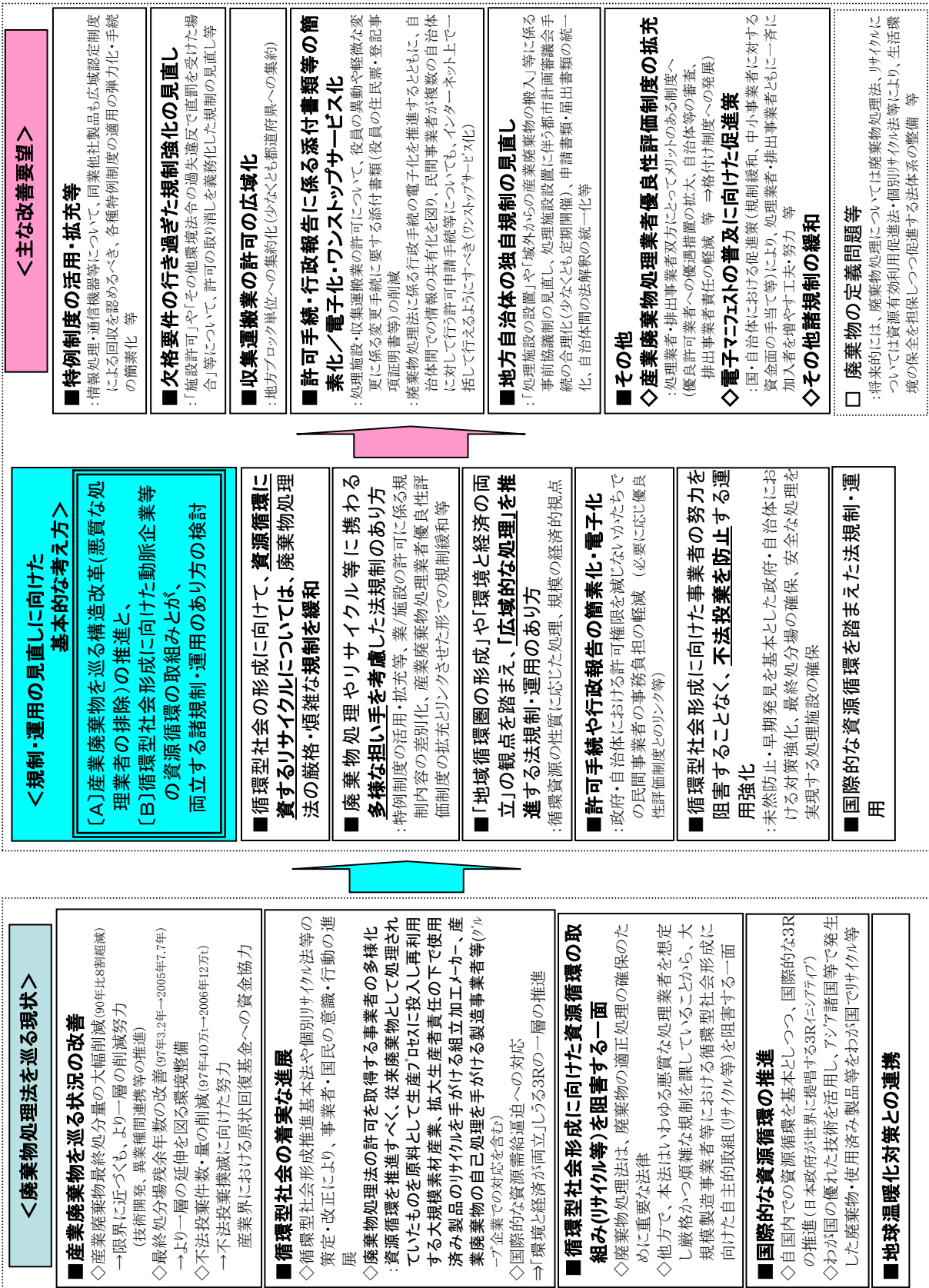
産業界として、2010年度における産業廃棄物最終処分量について、1990年度実績の86%減を図る。

経団連としては、引き続き各業種に対して産業廃棄物最終処分量の削減を要請するとともに、産業界全体の目標としては上記を掲げ、今後、経済情勢等の変化にかかわらず、産業廃棄物最終処分量を増加に転じさせないとの決意の下、引き続き、3Rの一層の推進に取り組む。

② 業種別独自目標の策定

各業種において、業種毎の特性や事情等を踏まえ、産業廃棄物最終処分量以外の独自の目標を新たに設定し、循環型社会の形成に向けた自主的な取り組みを一層強化する。業種別の独自目標には、再資源化率の向上や、発生量の削減、他産業からの廃棄物の受入量の増加などがある。

産業界からみた廃棄物処理法を巡る現状と課題等〔概要〕



【参考3】リユースの取組み事例(個別業種版からの抜粋)

- ・木製パレット・梱包材や段ボール等の容器に代えて、樹脂製やスチール製等のパレット・コンテナ・容器等を開発し、リユース（通い箱方式）
- ・木製配電線用ドラムを軽量で繰り返し使用できる樹脂性に変更し、リユース（通い方式）
- ・電力量計・ガスメーターのリユース
- ・ポンプ、交換装置、通信ケーブル等のリユース
- ・エンジン組立工程での SHIPPING プラグのリユース
- ・使用済み部品のリユース（自動販売機等）
- ・中古生産機材設備の導入
- ・飲食店向け清涼飲料・ビールの瓶・樽のリユース
- ・航空機タイヤ・航空機窓ガラスの修理によるリユース
- ・コピー紙の裏紙使用、封筒等の再利用、詰め替え製品の利用
- ・社内店舗でのプラスチックバッグの辞退、一部社員へのエコバッグの配布等 等

【参考4】消費者の使用済み製品の回収・リサイクル等の取組み事例 (個別業種版からの抜粋)

- ・容器包装リサイクル法に基づくリサイクル（ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック容器包装、スチール缶、アルミ缶、飲料用紙パック、段ボール）
- ・自動車リサイクル法に基づく使用済み自動車の回収・リサイクル
- ・家電リサイクル法に基づく回収・リサイクル（エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機）
- ・パソコン及びその周辺機器の回収・リサイクル
- ・携帯電話・PHS やその付属品の回収・リサイクル
- ・小型二次電池、普通紙ファックス・複写機等のトナーカートリッジの回収・リサイクル
- ・家庭系古紙等の回収・リサイクル
- ・使用済みガス機器の回収・リサイクル
- ・リサイクル品文房具の購入 等

【参考5】業種から寄せられた主な規制改革要望等(個別業種版からの抜粋)

- 製造事業者が汚泥脱水装置等の産廃処理施設を届け出す制度について、役員に関する住民票や登記事項証明書が必要であるが、役員交替の度に変更する必要がある。とりわけ自社内処理施設の場合は手続きを簡素にすべきである。
- 産業廃棄物処理に係る許可手続は許可権限ごとに行う必要があるため、全国的に事業展開している場合には、47都道府県のほか政令指定都市など合計107地方自治体ごとに手続を行う必要がある。加えて、自治体ごとに様式が異なっているため、廃棄物処理法に係る事務処理は膨大かつ極めて煩雑なものとなっており、簡素化すべきである。
- 同一内容の報告を地方自治体・省庁ごとに行う場合には、1つの報告で済む様に書式を簡素化・結合・集約化を行い、自治体・省庁間での情報の共有化を図るべきである。
- 廃棄物収集運搬の許可証を全国共通化すべきである。
- リサイクルコストの最小化のためには広域的な物流は不可欠である。一般廃棄物の広域移動や、公共岸壁での保管・積替えなどに関する規制を緩和すべきである。
- 特例制度の創設・拡充として、広域認定制度の活用拡大を図るべきである。
- 廃棄物処理業・施設許可の取得や、施設変更や品目・量の変更に伴う手続や再生利用認定に係る手続きに長期間を要している。申請手続の簡素化・迅速化すべきである。
- 廃棄物処理法及び上乗せ条例に基づく排出事業者の責任が益々重くなっている。マニフェストの煩雑な管理や委託業者に対する実地確認等、排出事業者の事務負担が増えているので、優良な業者による集中処理や広域的処理により排出事業者側の業務の効率化に繋がる法令改正や運用改善を要望する。
- 廃棄物・副産物を利用する上で、セメントプロセスの重要な特徴は、①セメント焼成炉の利用により、1450℃という高温での焼成が行われること、②焼成後に残渣の発生がないことである。これらは、一般的な廃棄物焼却施設と根本的に異なるものであり、「リサイクル施設」としての利点を理解戴き、より一層の利用拡大に向けて各種制度の改善をお願いしたい。
- 産業炉であるセメント焼成用キルンは、廃棄物焼却炉と別の規制体系とすべきである。
- 廃棄物処理に係る許認可については、自治体毎にその対応が異なることから、環境省からの指導を含め対応を統一すべきである。
- 自治体によって異なる有価物及び廃棄物の定義を統一化すべきである。
- 地方の独自規制見直しについて、地域外からの産業廃棄物の搬入等にあたっては、都道府県等による事前協議制は廃棄物処理法上、求められていないが、実際には規制強化の動きがある。資源循環型社会の形成に向け、現状が改善されるよう国の指導強化を図るべきである。
- 県外品の受入、施設設置・拡大を行う場合に事前協議や住民協議が必要な自治体が多く、実質的にリサイクルの拡大が極めて困難なケースがある。とりわけ、廃棄物を高温で残渣を出すことなく安全にリサイクルしているセメント工場に対しては、事前協議並びに住民同意について大幅な規制緩和をお願いしたい。
- 現在、全国各地の自治体で導入されつつある「産廃税」に対し、リサイクル施設としての実態を考慮願ひ、セメント工場に廃棄物を委託処理する場合、排出元には産廃税の適用除外をお願いしたい。
- 建設業の自ら処理においては、解体工事現場内でのコンクリート塊破碎等、リサイクル促進に寄与しているケースが多い。オペレーターやドライバーが排出事業者の社員でなければ自己処理と認めない自治体があり、リサイクルや適正処理が阻害される。実質的な管理が排出事業者によって行われていれば、オペレーターやドライバーが社員であることは求めない形で判断基準の明確化を図るべきである。
- 生活道路での掘削工事の掘削土直接埋め戻しの適用拡大など、小規模導管工事の直接埋め戻し基準を緩和すべきである。

- スラッグの用途拡大、天然材代替品としての有用性の公的認知と新たな基準を作成すべきである。
- マニフェスト運用上の期間や保管量等に係る規制を緩和すべきである。
- 電子マニフェストの円滑な導入が可能となるよう政府は対応を講じるべきである。
- 容器包装リサイクル法において、セメントプロセスでの廃プラスチックのサーマルリサイクルをマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルに続く第三のリサイクル手法として確立すべきである。
- 容器リサイクル法に関連して、リサイクルに要した費用や、市町村への拠出金などの経費の流れを明確にし公表していただきたい。
- 優良リサイクルメーカーに係る情報の行政のホームページでの公開や、ゼロエミッション・循環型社会構築の観点から廃棄物の再使用・リサイクル化に取り組むメーカーに対する支援（例えば、廃棄物のリサイクル化が促進されるよう、リサイクル事業者に対して技術面・資金面からの支援等）を検討すべきである。
- 廃棄ビール瓶ケースなどの 100%リサイクルが自明なものについて、売却先については処理業の許可が不要になっているところであり、収集運搬についても廃棄物処理法の規制緩和をお願いしたい。
- 省庁、地方公共団体等から廃棄物管理処理に関する調査依頼が複数あり、中小規模の事業者には作業負担が大であり、簡素化・一本化を要望する。
- PCB 特措法による PCB 廃棄物の処分期限が迫っており、低濃度 PCB 廃棄物処理の委託先を早急に明確化するなど、円滑な処理を推進すべきである。

以 上

業種別独自目標一覧

※特に記載のない指標は産業廃棄物が対象

業種・団体名	目標指標	2007年度実績	目標年度	目標の内容
電力(電気事業連合会)	再資源化率	97%	2010	95%程度とするよう努める
ガス(日本ガス協会)	①発生 ②事業系一般廃棄物 ③掘削土の削減、再資源化率	①1800t ②66.4%, 78% ③63.2%, 37%	2010	①1900t以下に削減する(1990年度比90%削減) ②1990年度比50%以上削減し、再資源化率を60%以上とする ③35%削減し、再資源化率を70%以上にする
石油(石油連盟)	最終処分率	0.8%	2010	最終処分率1%以下
鉄鋼(日本鉄鋼連盟)	①スチール缶の再資源化率 ②廃プラスチック等の利用量<*>	①88.1% ②37万t	2010	①85%とする ②年間100万tを利用する <*>②は法制度や、集荷システム等の条件整備を前提
鋳業(日本鋳業協会)	再資源化率	85%	2010	88%以上にする(2000年度:80%)
アルミ (日本アルミニウム協会)	アルミドロス再資源化率	99.5%	2010	99%以上を維持する(2000年度:95.9%)
伸銅(日本伸銅協会)	最終処分量原単位指数<*>	0.086	2010	1990年度比0.084以下にする <*>最終処分量kg/生産量t 1990年度を1とする。
電線(日本電線工業会)	発生量	5.7万t	2010	2000年度実績の59%に削減する
ゴム(日本ゴム工業会)	検討中			品種の組成が多様なため、統一目標の設定が難しく、継続検討中
板硝子(板硝子協会)	再資源化率	94.4%	2010	95%以上とする(2000年度:80%)
セメント(セメント協会)	廃棄物・副産物等の使用量	436kg/t	2010	セメント生産1tあたり400kgにする
化学(日本化学工業協会)	発生量	1049万t	2010	2000年度比27%削減する
製薬(日本製薬団体連合会、 日本製薬工業協会)	①発生量 ②最終処分率	①92.4% ②2.7%	2010 2010	①1990年度比10%削減する ②5%以下にする
製紙(日本製紙連合会)	有効利用率	94.1%	2010	2010年度までに93%以上を目指す(2000年度:91.3%)
電機・電子 (電機・電子4団体)	最終処分率	1.4%	2010	2%以下にする(2000年度:6.1%)
産業機械 (日本産業機械工業会)	再資源化率	84%	2010	83%以上にする(2000年度:51%)
ベアリング (日本ベアリング工業会)	再資源化率	91.3%	2010	90%に向上するよう努める
自動車 (日本自動車工業会)	再資源化率	99.9%	2010	99%以上にする(2000年度:76.5%)
自動車部品 (日本自動車部品工業会)	再資源化率	90%	2010	85%以上を目指す
自動車車体 (日本自動車車体工業会)	カバー率	94%	2010	95%にする
産業車両 (日本産業車両協会)	再資源化率	94%	2010	90%を維持できるよう努める
鉄道車輛 (日本鉄道車輛工業会)	再資源化率	97.9%	2010	97%以上を維持する
造船(日本造船工業会)	再資源化率	85%	2010	75%以上になるよう努める
製粉(製粉協会)	再資源化率	90.8%	2010	90%以上にする(2000年度:70.4%)
精糖(精糖工業会)	再資源化率	92.1%	2010	95%以上にする(2000年度:59.2%)

業種・団体名	目標指標	2007年度実績	目標年度	目標の内容
乳製品(日本乳業協会)	再資源化率	94%	2010	75%以上にする(2000年度:55%)
清涼飲料 (全国清涼飲料工業会)	再資源化率	99.2%	2010	98%以上を維持する
ビール(ビール酒造組合)	再資源化率	100%	2010	100%を維持する
建設 (日本建設業団体連合会、 日本土木工業協会、 建築業協会)	①再資源化率 ②排出量	①92.3% (推計) ②7700万t (推計)	2010	①93%以上にする(2000年度:85%) (品目別目標)建設発生木材の再資源化等率...95% 建設汚泥の再資源化等率...75% ②2000年度比9%削減する。(7,700万t以下に削減) (品目別目標) 建設副産物の中の建設混合廃棄物について、2010年度において、2000年度比50%削減する。(220万t以下に削減)
航空(定期航空協会)	再資源化量<*>	4,865t	2010	6,077tまで増加させる(2005年度:4780t) <*>産業廃棄物のうち、再資源化された物の量
通信(NTTグループ)	再資源化率	94%	2010	95%以上にする(2000年度:76.2%)
住宅 (住宅生産団体連合会)	①再資源化率 ②最終処分率		2010	①コンクリート96%、木材70%、鉄92%にする ②コンクリート4%、木材0%、鉄8%にする
不動産(不動産協会)	事業系一般廃棄物の再利用率	紙81%ビン93.2 缶98.5%	2010	紙は80%以上を目指す。ビン、缶、ペットボトルは100%を維持する
工作機械 (日本工作機械工業会)	主要廃棄物ごとの非リサイクル率		2010	1997年度比10%削減
貿易(日本貿易会)	事業系一般廃棄物の再資源化率	76%	2010	78%とする
百貨店(日本百貨店協会)	①店舗からの廃棄物の 最終処分量(1㎡当たり) ②紙製容器包装(包装紙・手提げ 袋・紙袋・紙箱)使用量 (売上高あたり原単位) ③環境負荷の少ない包装材の 使用割合 ④店舗からの食品廃棄物 再生利用等実施率		2010	①1990年度比、30%削減を目指す ②原単位(売上高当たりの使用量)で、25%の削減を目指す。 また、プラスチック製容器包装の使用量についても 可能な限り削減に努める。 ③80%を目指す ④45%以上とする
鉄道(JR東日本グループ)	①駅・列車ゴミのリサイクル率 ②設備工事廃棄物のリサイクル率 ③総合車両センターの廃棄物の リサイクル率		2008	①45%にする ②92%(対象4年間平均値)にする ③85%(対象4年間平均値)にする
海運(日本船主協会)	設定しない			
銀行(全国銀行協会)	①再生紙購入率 ②紙の再利用率	①69.6% ②86.2%	2010	①70%以上とする(2000年度:35.5%) ②85%以上とする(2000年度:70.9%)
損害保険 (日本損害保険協会)	事業系一般廃棄物の最終処分量		2010	2000年度比33%以上削減する(都内自社ビル)